

## 生物多様性の島「奄美大島」の魅力発信業務公募型プロポーザル募集要領

### 1. 目的

生物多様性の島として世界的に高い評価を受ける奄美大島の自然の魅力を伝えるために、かけがえのない自然や自然観察マナー等の多言語での映像制作及び広報活動における委託事業者を公募型プロポーザル方式で募集する。

### 2. 業務の概要

- (1) 業務名：生物多様性の島「奄美大島」の魅力発信業務
- (2) 業務内容：別紙「生物多様性の島「奄美大島」の魅力発信業務仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間：  
映像制作：契約締結日から令和3年3月10日（水）  
広報活動：契約締結日から令和3年3月10日（水）

### 3. 提案上限額

10,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### 4. 審査概要

#### (1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、参加申込等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は、有資格者としては取り扱わないこととする。

また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとし、プロポーザル参加資格のない者が行った提案等、提案書又はそれらの添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の提案等は無効とする。

①奄美大島5市町村（注）内に本社がある事業者で、本島の現状を十分に把握し具体的な提案等ができること。

注：奄美大島5市町村とは、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町のことをいう。

②本企画提案においては単体による参加のほか、複数者によるジョイントベンチャー（以下、「JV」という。）方式による参加を認める。ただし、JV方式による提案を行う場合についても、共同提案者は参加資格要件の全てを満たす者とする。

③奄美大島5市町村（注）での競争入札において、指名停止の措置を受けていない者もしくは指名停止を受けたが既にその停止期間を過ぎている者

④宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

⑤地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- ⑥市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑦公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑧破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者または申立てをなれていない者であること。
- ⑨暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑩その他公平な競争に妨げになる行為、事実等がないこと。

## （２）審査方法

### ①評価基準

審査にかかる評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点
業務体制	管理責任者及びスタッフが適正に配置され、実現可能なスケジュールとなっているか
見積金額	適正な見積金額が提示されているか
類似業務実績	過去の類似の業務実績が本業務に生かされるか
提案内容	提案内容が本業務の目的に沿ったものか
	奄美大島の自然の魅力発信につながる効果的な映像制作となっているか
	奄美大島の自然の魅力発信につながる広報活動となっているか等

### ②プレゼンテーションの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査の評価点の合計点が最も高い者を契約の相手方として選定する。なお、提案者が 1 社の場合でもプレゼンテーションによる審査は実施する。

- ・当日の出席者は 3 名以内とする。
- ・プレゼンテーションは令和 2 年 10 月 27 日（火）に行う。
- ・プレゼンテーションは非公開で行う。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションの時間は 1 社あたり 30 分程度とする。（説明：20 分質疑：10 分）
- ・開催場所は奄美市役所内とするが参加者が確定した後、あらためて通知を行う。

(3) 審査員

審査委員については、奄美大島自然保護協議会から選任された職員で構成する。

5. 参加申込み

(1) 提出書類

①参加申込書（様式1）

※JV方式による提案の場合は、共同提案者の全ての代表者の記入及び押印すること

②会社概要票（様式2）

※JV方式による提案の場合は、全ての共同提案者も別途提出すること

③市町村税等確認承諾書（様式3）

※JV方式による提案の場合は、全ての共同提案者も別途提出すること

④その他必要添付書類

(2) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならないものとする。

(3) 提出期限

令和2年10月12日（月）17時まで

(4) 提出先

「13.」に記載の事務局

6. 質問・回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに対して質問がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、質問書（様式4）を提出して行うものとする。

① 提出期限

・参加申し込みに関する質問：令和2年10月1日（木）～令和2年10月8日（木）  
15時まで

・企画提案に関する質問：令和2年10月1日（木）～令和2年10月19日（月）  
15時まで

②提出方法

電子メール

② 送付件名

・参加申し込みに関する質問の場合：「生物多様性の島「奄美大島」の魅力発信業務」  
に対する参加申し込みに関する質問（業者名）

・企画提案に関する質問の場合：「生物多様性の島「奄美大島」の魅力発信業務」  
に対する企画提案に関する質問（業者名）

④提出先

「13.」に記載の事務局

(2) 回答方法

参加申し込みに関する質問の回答については、質問した事業者に対してのみ令和2年10月9日（金）までに電子メールで通知します。

企画提案に関する質問については、参加資格要件をみだし、且つ、参加申込書（様式1）を期限内に提出した全事業者に対して10月20日（火）までに電子メールで通知するものとする。

(3) その他

- ①質問書の受理を「13.」の事務局に必ず確認するものとする。
- ②電子メール以外での質問は受け付けられないものとし、質問がない場合はその旨の連絡は不要とする。
- ③提出期限を過ぎた質問に対しては回答しないものとする。
- ④審査事項、審査委員、他の参加申込者又は提案内容等に関する質問等、審査に支障をきたす恐れのある質問については、一切応じないものとする。
- ⑤質問書に対する回答があった場合は、その内容を本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなすものとする。
- ⑥電子メールの送受信に起因するトラブルに対して、本協議会は一切責任を負わないものとする。

7. 企画提案

(1) 提出書類

①企画提案書【任意様式】

①-1 企画提案書【任意様式】については、別紙生物多様性の島「奄美大島」の魅力発信業務仕様書をもとに、効果的かつ効率的な具体的実施方法等を記載すること

②見積書（様式5）

③類似業務実績調書（様式6）

④共同企業体協定書（様式7）※JV方式による提案の場合提出

(2) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならないものとする。

(3) 提出期限

令和2年10月21日（水）17時まで

(4) 提出先

「13.」に記載の事務局

8. 選定結果の通知・公表

### (1) 選定結果

候補者選定後、参加者全員に選定または非選定の結果を文書にて通知する。また、選定結果通知日の翌営業日に、候補者の名称を本協議会ホームページにおいて公表する。

### (2) その他

- ①選定の過程は非公開とする。
- ②選定の過程、選定結果及びその内容に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。
- ③選定結果に対する異議申し立てについては受け付けないものとする。

## 9. 契約

選定後、速やかに随意契約の手続きを行う。

## 10. 辞退

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を速やかに提出すること。

### 11. スケジュール

(1) 公募開始及び申込受付開始	令和2年10月 1日（木）
(2) 参加申込期限	令和2年10月 12日（月）17時
(3) 参加申し込みに関する質疑受付期限	令和2年10月 8日（木）15時
企画提案に関する質疑受付期限	令和2年10月 19日（月）15時
(4) 参加申し込みに関する質疑回答期限	令和2年10月 9日（金）
企画提案に関する質疑回答期限	令和2年10月 20日（火）
(5) 企画提案書提出期限	令和2年10月 21日（水）17時
(6) プレゼンテーション	令和2年10月 27日（火）
(7) 審査結果通知・公表	令和2年10月 30日（金）
(8) 契約締結	審査結果通知後速やかに行う

### 12. その他

- ・書類の作成や提出等に必要な経費は全て参加事業者の負担とする。
- ・提出された書類は、本件の審査以外に使用しない。
- ・提出された書類の返却は行わない。
- ・手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・本業務の遂行にあたっては本協議会と十分に協議を行い、業務履行上必要な事項については、本協議会と協議のうえ決定すること。

### 13. 事務局

〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号  
奄美大島自然保護協議会事務局  
奄美市役所プロジェクト推進課  
担当：常田、岡、竹山  
電話：0997-52-1111 内線 5432  
メール：pjsenryaku@city.amami.lg.jp